

認知症施策の推進について

岩手県保健福祉部長寿社会課

目次

- I 認知症施策推進基本計画（概要）
- II いわていきいきプラン（2024～2026）
（高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画）
- III 令和6年度の主な取組状況
- IV 令和7年度の主な認知症施策

I 認知症施策推進基本計画（概要）

令和6年12月3日閣議決定

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

III 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数 	<ul style="list-style-type: none"> 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装されている数

Ⅱ いわていきいきプラン（2024～2026） （高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画）

第3章 認知症とともに生きる社会づくり

（1）普及啓発及び本人発信支援

認知症の人の意思が尊重され、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発や本人発信支援を推進する。

（2）医療・ケア・介護サービスと家族への支援

認知症の早期発見・早期対応が行えるよう、治療体制や相談支援体制の充実、専門医療機関につなぐ一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症の相談・診療体制の更なる質の向上や関係機関の連携強化を図る。

また、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・介護連携を推進する。

（3）認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を促進するとともに、認知症の人の社会参加を促進する。

Ⅲ 令和6年度の主な取組状況

1 いわて認知症希望大使の委嘱

認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会を認知症の人とともに創っていくため、認知症の人本人が自らの経験等を発信し、認知症に対する社会の理解を深める活動を行っていただくもの。

令和6年9月4日、大坪長六氏に本県初のいわて認知症希望大使を委嘱した。



2 認知症セミナーの開催

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）の施行から一周年に合わせ、認知症の人やその家族の視点から認知症及び認知症基本法への理解を深めるためのセミナーを開催。

（委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会岩手県支部）

- (1) 日時 令和7年1月11日（土） 13：30～15：30
- (2) 場所 岩手教育会館 多目的ホール
- (3) 内容 認知症ご本人の語り、
自分の住む地域での身近な取り組み等

3 普及啓発リーフレットの作成

本県の認知症施策や相談先を紹介する一般県民向けのリーフレットを作成。

県のホームページに掲載したほか、今後市町村やイベント等での配布を予定。



4 チーム・オレンジの立ち上げ・運営支援

地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを繋げる仕組みであるチームオレンジについて、県内市町村等における立ち上げ及び活発な運営を支援するため、チームオレンジの立ち上げに向けた基礎研修や、オレンジ・チューターの派遣を実施。

5 「レカネマブ」の対応が可能な医療機関の公表

県ホームページにおいて治療に関する情報を県民に周知するため、県内医療機関における令和6年8月にアルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬（レカネマブ）への対応状況の調査を実施。

レカネマブの投与に対応している医療機関のうち、公表に同意した医療機関を県ホームページにて公開中。（令和7年1月1日時点 11医療機関）

6 介護予防セミナーの開催

市町村における効果的な介護予防の取組を推進することを目的とし、言語聴覚士による加齢性難聴に関する講義を含む内容で開催。

(1) 日時 令和6年10月6日（水） 14：00～16：00

(2) 場所 岩手県水産会館 5階大会議室（オンラインも可）

(3) 内容 市町村の介護予防事業の取組について、介護予防事業における専門職の関わりについて（作業療法士、言語聴覚士）

7 認知症地域支援推進員の支援

認知症施策の推進役や地域のネットワークづくりの要役を担う「認知症地域支援推進員」の養成及び資質向上を図るための研修会や、関係者の連携やネットワークの構築を支援するための連絡会を開催。（委託先：公益財団法人 いきいき岩手支援財団）

IV 令和7年度の主な認知症施策

1 認知症対策等総合支援事業費

(1) 認知症介護実践者等養成【継続】

認知症介護に従事する者の資質向上を図るため、実務経験年数や職種等に応じた研修を実施する。また、認知症介護指導者養成研修に係る受講料等を補助する。

(2) 認知症地域医療支援【継続】

認知症の早期発見・対応ができる医療従事者の拡充を図るため、かかりつけ医、歯科医師等を対象とした認知症対応力向上研修を実施。また、認知症サポート医不在市町村の医師が認知症サポート医研修を受講する際の受講料を補助する。

(3) 認知症疾患医療センター運営【継続】

地域において認知症の早期診断や適切な医療の提供を図るため、二次保健医療圏ごとに認知症疾患医療センターを指定し、専門診断や医療相談、地域連携体制の構築に向けた取組等を実施する。

(4) 認知症施策推進会議の開催【継続】

医療と介護の連携体制の構築を推進するとともに、認知症疾患医療センターの事業評価を行うため、関係機関から構成される会議を開催する。

(5) 若年性認知症コーディネーター設置【継続】

若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援を図るため、若年性認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症の人やその家族への相談支援を行うとともに、若年性認知症に関する正しい理解を促進する普及啓発や支援ネットワークづくりの取組を実施。

(6) 認知症サポーター等推進【継続】

国が実施するオレンジ・チューター養成研修へ県内受講者を派遣する。

(7) 普及啓発【継続】

地域で暮らす認知症の人と共に普及啓発を進める体制を整備し、発信の機会を拡大することを目的として、地域版希望大使を任命するとともに、認知症の人とその家族の視点から認知症への理解を深めるため、県民を対象とした普及啓発のためのセミナーを開催する。

2 高齢者総合支援センター運営事業費

(1) 認知症サポーター養成講座等 【継続】

認知症キャラバンメイト事務局を設置し、認知症サポーター養成講座及び認知症キャラバン・メイト養成研修を実施する。

(2) チームオレンジの立ち上げ・運営に係る支援 【継続】

地域において認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを繋げる仕組みであるチームオレンジについて、県内市町村等における立ち上げ及び活発な運営を支援するため、チームオレンジの立ち上げに向けた基礎研修やオレンジ・チューターの派遣を実施する。

(3) 地域交流会の開催 【継続】

認知症の人や家族を対象とした地域交流会を実施する。

(4) 認知症の人本人及び家族向け電話相談 【継続】

認知症の本人及び家族向け電話相談を実施する。

3 地域包括ケア基盤確立事業費【継続】

認知症地域支援推進員の養成及び資質向上を図るための研修会や、関係者の連携やネットワークの構築を支援するための連絡会を開催する。

また、認知症ケア向上等の取組に課題を抱える市町村へのアドバイザー派遣を実施する。

4 介護予防市町村支援事業費【継続】

県内の高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組を共有するとともに、介護予防における専門職の役割と視点を理解することにより、市町村における効果的な介護予防の取組を推進することを目的として、介護予防セミナーを開催する。